第１章　第三期長崎県教育振興基本計画の策定

１　計画の趣旨

長崎県教育委員会では、教育基本法や長崎県教育方針に掲げる理念の具現化に向け、「第一期長崎県教育振興基本計画（平成２１～２５年度）」、「第二期長崎県教育振興基本計画（平成２６～３０年度）」に基づき、「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」のテーマのもと本県教育の振興を図ってきました。

この間、我が国においては少子高齢化の進行、技術革新や高度情報化、グローバル化の進展などにより、社会状況は急速かつ急激に変化してきています。また、人生１００年時代をより豊かに生きるために一人一人がその生涯を通じて活躍することができる社会の実現など、取り組むべき数多くの課題が山積しています。

急速な変化への対応力を身に付け、自己の能力と可能性を高め、社会で活躍する人材を育成することは、ふるさと長崎及び我が国の持続的な成長・発展を実現する基盤となるものです。特に、これからの社会を生きる子どもたちには、夢と志に向かって、自ら学び、考え、行動できる力や多様な人々と連携・協働しながら新たな価値を創造していく力が求められています。そのためには、教育の充実・活性化が急務です。

予測困難で、変化の激しい社会の中を生き抜いていく人材を育成するために、国においては、道徳の教科化、英語教育の導入・充実、小中一貫教育の制度化など、様々な学校教育改革を進めています。加えて、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築し、子育て等の地域課題の解決に向けた様々な取組を通した活力ある地域づくりを進めるための諸施策を展開しています。

このような国の教育改革の動向を踏まえながら、本県の教育施策を進めていく必要があります。

「第三期長崎県教育振興基本計画」においては、現行計画の成果と課題を検証するとともに、教育を取り巻く趨勢や国の教育改革の動向等を踏まえ、取り組むべき施策を明らかにすることにより、本県教育の一層の充実を図り、着実に推進していくために策定するものです。

2　計画の性格・期間等

本計画は、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき長崎県が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」（平成２８年度～３２年度）における教育分野の個別計画です。
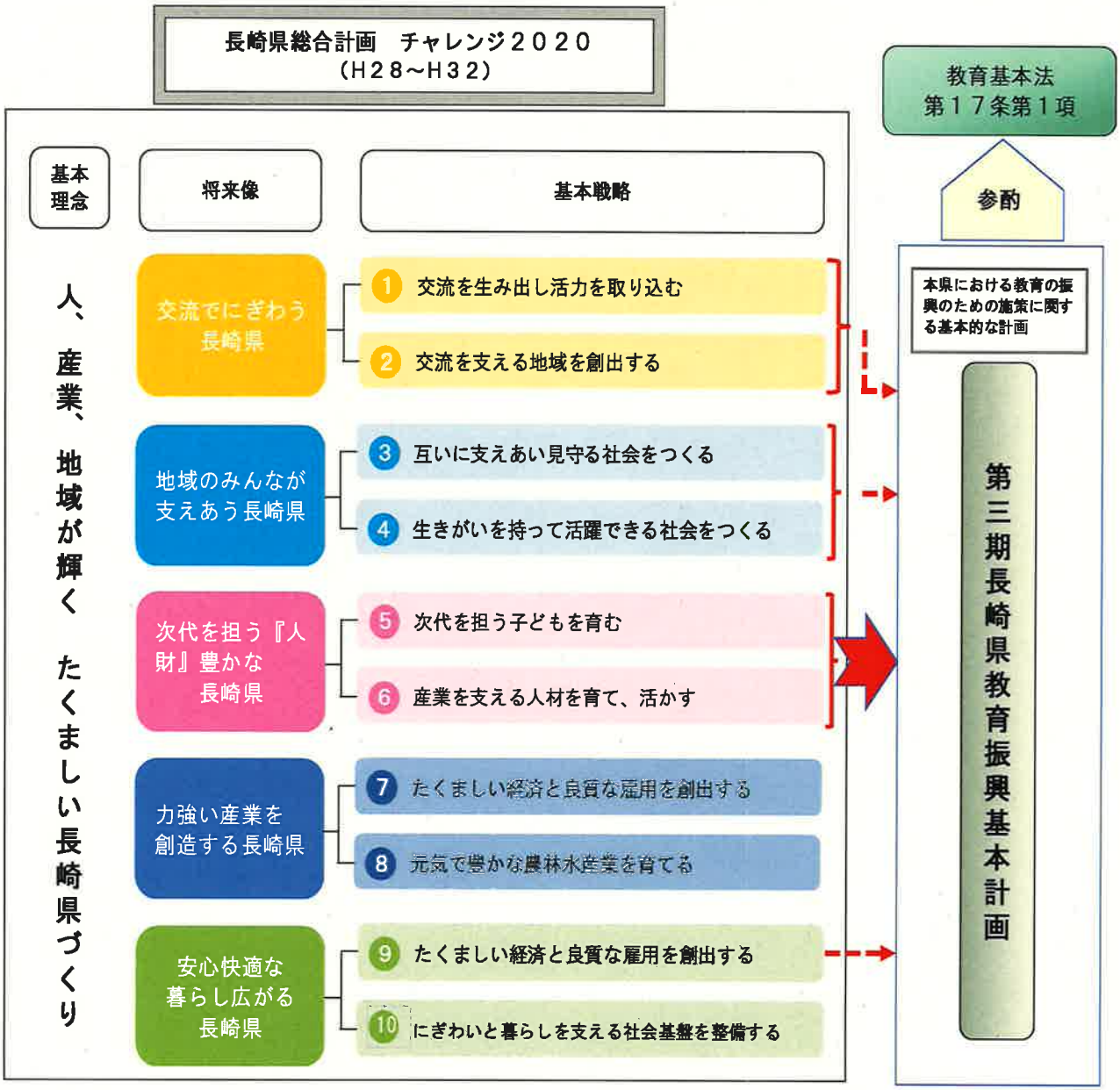
計画の期間は、平成３１年度から３５年度までの５年間とし、計画の対象範囲は、教育、文化芸術、スポーツや私学振興・県立大学となっています。